

(仮称) 稲子峠ウィンドファーム計画段階環境配慮書に対する  
省令<sup>※</sup>第 14 条第 3 項の規定に基づく意見

(※発電所の設置又は変更の工事の事業に係る計画段階配慮事項の選定並びに当該計画段階配慮事項に係る調査、予測及び評価の手法に関する指針、環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針並びに環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令(平成 10 年 6 月 12 日通商産業省令第 54 号))

## 1 総括的事項

- (1) 本事業計画は、宮城県刈田郡七ヶ宿町において大規模な風力発電事業を想定するものであるが、現時点では計画の熟度が低いことから、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）において、風力発電機の配置等の具体的な内容を明らかにすること。
- (2) 環境影響評価の実施に当たっては、基礎資料の収集に十全を期し、最新の知見及び評価方法を採用するとともに、住宅の分布、風況、その他自然状況等の多面的な視点から事業計画に関する複数案を検討し、綿密な調査の実施により、風力発電施設・関連施設の建設及び稼働に伴う環境への影響を的確に把握し、事業の実施による環境影響が最小となる計画とすること。また、事業実施想定区域から、まとまりのある自然植生、希少な動植物の生息地等の地域を極力除外するとともに、近隣住民の居住環境、重要な水源、保安林の機能、景観資源、交通、電波通信等に支障を来さないようにすること。
- (3) 本事業の実施に当たっては、地元住民の理解が不可欠であることから、必要な情報の事前周知及び十分な説明と意見の聴取を行い、地元住民の懸念事項の的確な把握に努めること。また、環境影響評価図書の縦覧に当たっては、縦覧期間終了後もインターネットなどによる閲覧を可能にするなど、事業の周知徹底を図るとともに、住民の利便性向上及び情報公開に努めること。
- (4) 適切な環境保全措置の実施に当たっては、固定価格買取制度（FIT）による事業収益が生じなくとも適正に対応する必要があること。また、環境保全措置を含む事業内容が健全に持続可能なものとなるように計画し、計画施設の稼働中に発電した電気エネルギーが有効かつ効果的に利用されるよう、事業者において自主的に検討することが望まれる。

## 2 大気質について

風力発電機等を福島県相馬港から輸送する想定であり、輸送経路周辺には住宅や学校等が点在していることから、建設機械や車両から発生する窒素酸化物、粉じん等による影響が懸念される。このため、資材の輸送経路や気象を含む地域特性を踏まえ、造成工事、工事用資材の輸送等に伴い発生する窒素酸化物、粉じん等の事業実施想定区域周辺への影響

を適切に調査、予測及び評価するための方法を検討し、方法書に具体的に記載すること。

### 3 騒音・振動について

風力発電機等を福島県相馬港から輸送する想定であり、輸送経路周辺には住宅や学校等が点在していることから、騒音及び振動による影響が懸念される。このため、工事用資材の輸送等に伴い発生する騒音及び振動について、輸送経路周辺の住民の生活環境等への影響を適切に調査、予測及び評価するための方法を検討し、方法書に具体的に記載すること。

### 4 水環境について

事業実施想定区域及びその周辺は摺上川等の複数の河川の上流域であり、下流には福島市、二本松市、伊達市、桑折町、国見町及び川俣町の住民約 40 万人へ水道水を供給する摺上川ダムが存在するため、大規模な森林伐開等による濁水や汚水の流出による河川及びダム貯留水への影響が懸念される。このため、方法書においては、風力発電機設置予定範囲及び発電所工事用道路等の改変区域を明確にした上で、上記河川やダム貯留水を含む水環境への影響を適切に評価するための方法を具体的に記載すること。

また、濁水防止のための沈砂池の設置、適切な生活排水対策、それらの対策の維持管理等の環境保全措置を綿密に検討すること。

### 5 地形・地盤について

大型の風力発電機は安定した地盤上に建設されることが不可欠であることから、地盤調査を十分に実施して適切な施工計画を策定するとともに、事業に伴う土地の改変等により土砂災害が発生しないよう、土砂流出防止対策や集中豪雨等による被害防止対策について検討すること。

### 6 動植物・生態系について

(1) 事業実施想定区域及びその周辺は、区域の大半が水源かん養保安林であり、区域周辺には鳥海朝日・飯豊吾妻緑の回廊が分布するなど豊かな自然環境が広がる地域であり、本事業の実施により動植物及び生態系への影響が懸念される。このため、工事用資材の輸送、造成工事等の施工、風力発電機の建設等により生じる動植物及び生態系への影響を適切に調査、予測及び評価するための方法を検討し、方法書に具体的に記載すること。

(2) 事業実施想定区域及びその周辺ではイヌワシやクマタカ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、渡り鳥の渡り経路が存在することから、本事業の実施により風力発電機への衝突事故及び渡り経路の阻害等による鳥類への影響が懸念される。このため風力発電機の配置等の検討に当たり、専門家等の助言や最新の知見をもとに鳥類への影響を適切に

調査、予測及び評価するための方法を検討し、方法書に具体的に記載すること。

また、一般的に強風時には飛翔しないコウモリ類の特性を踏まえ、風力発電機のカットイン風速とコウモリの衝突頻度との関係について調査、予測及び評価を行うこと。なお、高高度における飛翔状況の調査方法については、紫外線による昆虫の集合特性を回避するためLED照明や遠赤外線ビデオ等を利用した調査を検討すること。さらに猛禽類及びコウモリ類の繁殖活動の調査については、地域的に偏りが生じないよう綿密な計画とすること。

- (3) 本事業の実施により、土砂や濁水の流入による河川の源流域への影響が懸念されることから、小河川や溪流部、小規模の湿地を含めて水生生物の調査地点を可能な限り多く設け、これらの影響を可能な限り回避する計画とすること。
- (4) 事業実施想定区域及びその周辺では自然度が高いチシマザサ-ブナ群団等の植生が存在しており、希少な植物の生育が予想されることから、当該区域の地形に合わせてトランセクト法等を採用する等、植生調査の方法及び範囲等を綿密に計画すること。また、風力発電機を森林の稜線部分に建設する場合、森林伐採の影響を受ける植生の面積が大きくなり、伐採による太陽光量や風速等の変化による林縁効果の発生が懸念されることから、これらについても綿密に検討すること。

## 7 景観について

- (1) 風力発電機の大きさ、塗色、配置等については、供用時に圧迫感や威圧感を感じさせる等の景観への影響が懸念されることから、風力発電機の配置等の検討に当たり、主要な眺望点からの眺望や景観資源の利用状況等を把握した上で、それらへの影響を適切に評価するための方法を検討し、方法書に具体的に記載すること。なお、評価に当たっては、視野角だけでなく、二列配置や等間隔に設置されているか否か等の風力発電機の並び方についても複数案を検討すること。
- (2) 福島市茂庭地区内の国道399号沿線集落から摺上川ダム付近までは、茂庭地区景観住民協定の区域である。事業実施想定区域は当該協定区域外であるが、集落の背後に風力発電機が眺望されることにより、良好な農山村の風景への影響が懸念される。このため、当該協定区域内の複数箇所を視点場として抽出し、風力発電機建設後の眺望の変化を適切に評価するための方法を方法書に記載すること。

## 8 廃棄物等について

- (1) 本事業の実施により、工事中に相当量の伐採木や建設残土等の発生が想定されることから、発生量の予測等を行った上で、法令に基づき適切に処理する計画とすること。
- (2) 風力発電設備の耐用年数や更新時期についてあらかじめ考察を加え、事業終了後を含め

た将来、老朽機器等を適切に廃棄処分する計画を策定すること。

## 9 放射線の量について

事業実施想定区域及びその周辺は東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により汚染状況重点調査地域に指定され、市町村の除染実施計画に基づき住宅等では除染が実際されたが、風力発電機が設置される稜線部は除染が実施されていない。このため事業に伴う土地の改変等により、森林中に残存する放射性物質が摺上川等の河川へ流出することが懸念されるため、方法書において「放射線の量」を環境影響評価の項目に選定すること。

また現地調査に当たっては、風力発電機設置予定地点や工事用道路上を含む周辺の空間線量率を面的に測定し、その結果を踏まえて、複数の地点において土壤中の放射性物質濃度を測定するなど、現地の状況を的確に把握する方法を検討すること。さらに、事業実施想定区域内で発生する土壌、伐採木等が一定濃度を超える放射性物質により汚染されていることが確認された場合は、それらの適切な処理方策を具体的に検討すること。

## 10 電波障害について

風力発電機の設置による電波障害の影響を適切に評価する方法を検討し、方法書に記載すること。

## 11 その他

- (1) 風力発電所の供用期間中における温室効果ガスの排出削減効果を方法書に記載すること。なお、記載に当たっては、火力発電所との比較のほか、風力発電所の工事に伴う森林伐採による貯留炭素の排出量換算値及び消失した森林の風力発電所供用年数中の温室効果ガス吸収予定量も考慮すること。
- (2) 資材の運搬等のために使用することが想定される事業実施想定区域及びその周辺の道路について、交通安全対策を十分に検討すること。
- (3) 計画施設の稼働中の維持・安全管理、事業中断を含む廃止、計画事業期間満了後の事業更新、環境回復措置等についてあらかじめ検討し、その内容を方法書に記載すること。
- (4) 本事業計画の推進に当たっては、必要に応じて関係機関と協議すること。

### (※参考 事業の概要)

- |          |                                            |
|----------|--------------------------------------------|
| 1 事業者の名称 | 株式会社 GF                                    |
| 2 事業の名称  | (仮称) 稲子峠ウィンドファーム                           |
| 3 事業の種類  | 風力発電所設置事業                                  |
| 4 事業の規模  | 発電設備出力 最大 138,600 キロワット (単機出力 4,200 キロワット) |

ト級の風力発電機を最大 33 基設置)

5 事業実施想定区域 宮城県刈田郡七ヶ宿町